

令和4年1月26日

保護者様

三島市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策へのご協力の依頼について

寒さ厳しき季節、保護者の皆様におかれましては、学校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、このたび、内閣総理大臣より、令和4年1月27日から2月20日までを期間として、本県を対象に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「まん延防止等重点措置」が行われることとなりました。

三島市では、静岡県発表の市内在住者の新型コロナウイルス感染症患者が、1月19日から25日までに、177人となっており、感染拡大が続いています。

学校においては、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』における地域の感染レベルは現時点では、「レベル2」となっていますが、今後、「レベル3」の行動基準も視野に入れる中で教育活動を実施し、感染リスクの高い活動を停止するなど、引き続き、感染症対策に万全を期してまいります。

児童生徒等の感染経路については、「家庭内感染」に加えて「感染経路不明」が増えてきておりますが、児童生徒等の感染を防ぐためには、各家庭の協力が必要です。

については、下記のとおり、保護者の皆様のご協力をお願いします。

記

1 児童生徒の登校について（地域の感染レベル2及び3の場合）

*** 前回依頼からの変更はありません。**

- ・ 児童生徒に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪の症状があり、普段と体調が異なる場合には、自宅で休養してください。
- ・ 児童生徒や同居のご家族に発熱等の風邪症状がなくても、同居のご家族がPCR検査等を受検することとなった場合は、児童生徒を自宅で休養させてください。
- ・ 同居のご家族に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪の症状があり、普段と体調が異なる場合には、児童生徒には自宅で休養させてください（医師等により新型コロナウイルス感染症でないと判断されている場合を除く）。
- ・ 児童生徒や同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合は、医療機関を受診するようにお願いします。

※ 上記のいずれの場合も「欠席」とせずに「出席停止」として記録します。

※ 児童生徒または同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等を受けることになった場合や結果が判明した場合には、学校に必ず連絡してください。

学校の電話受付時間以外に判明した場合は、三島市役所守衛室【電話番号 975-3111（午前8時から午後9時まで）】へ連絡してください。

※ 同居のご家族が「濃厚接触者」に指定された場合は、学校へ連絡してください。

2 健康観察について（地域の感染レベル2及び3の場合）

- ・毎朝（登校前）、児童生徒の検温、健康観察をしてください。
- ・同居のご家族も健康状態を確認してください。

※児童生徒及び同居のご家族の健康状態を確認していただくことが学校での感染を防ぐことにもつながりますので、ご協力をお願いします。土曜日・日曜日も含めて、健康観察アプリ「リーバー」へ毎朝の健康状態の入力を確実に行うようお願いします。

3 マスクについて

マスクの着用方法によって飛沫の捕集効果に違いが生じることから、正しい方法で着用することが重要です。一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされています。

このたびの「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、不織布マスクの着用が推奨されていますので、ご理解とご協力をお願いします。

4 ご家庭での感染症対策等のお願い

(1) 感染リスクの高い行為を回避するようにしてください。

児童生徒の下校後や休日等の生活及び友人との遊びについても、ご配慮いただけると幸いです。

(2) 基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

個人の基本的な感染予防対策は、変異株であっても、3密（密集・密接・密閉）や特にリスクの高い5つの場面の回避、マスクの適切な着用、手洗いなどが有効とされています。

(3) 感染者・濃厚接触者等に対する差別や偏見、誹謗中傷等は、許されないことであることを、児童生徒と話し合ってくださいようお願いします。

担 当 学校教育課指導係
電話番号 983-2671